

「美し国おこし・三重」マスコットキャラクター使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「美し国おこし・三重」のマスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「マスコット」とは、「美し国おこし・三重」実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めたマスコットキャラクターで別紙のものをいう。

(使用承認申請等)

第3条 マスコットを使用する場合は、マスコット使用承認申請書（様式第1号）を実行委員会会長（以下「会長」という。）へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 実行委員会が使用する場合
- (2) 三重県及び県内の市町等並びにそれらの職員が業務に関し使用する場合
- (3) 前号以外の実行委員会構成員が使用する場合
- (4) 実行委員会に登録したパートナーグループが使用する場合
- (5) 「美し国おこし・三重」の取組に協賛する企業・団体等が使用する場合
- (6) 「美し国おこし・三重」の広報協力事業を行う企業・団体等が使用する場合
- (7) 報道機関が「美し国おこし・三重」の報道及び広報の目的で使用する場合
- (8) その他、会長が使用を適当と認めた場合

2 使用承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）により承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、マスコットの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) マスコットとして、そのイメージや品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合

(5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合

(6) その他承認することが不適當と認められる場合

3 第1項第2号から第4号に掲げる者が使用する場合は、マスコット使用后、すみやかにマスコット使用実績のわかる資料（印刷物、ホームページURLなど）を提出しなければならない。

4 第1項第5号から第6号に掲げる者が使用する場合は、あらかじめマスコット使用届（様式第3号）を会長あて提出するものとする。

5 第2項各号に該当せず、第4項の使用届が受理された者には、次条以下の規定を準用する。

(使用料)

第4条 マスコットの使用料は無償とする。ただし、マスコットを商品販売、商品販促

及び広告宣伝その他の営利を目的として使用する場合は有償とし、その使用料は、別表の定めるところにより算定した額とする。

- 2 使用料は、前条の承認を得た日の翌日から起算して30日以内（振込期限の日が金融機関の休業日の場合は、その日以後で最も近い営業日）に、会長が指定する金融機関の口座へ納入しなければならない。
- 3 第7条による変更が承認され、追加の使用料が発生した場合には、前項の規定を準用する。
- 4 納入された使用料は返還しない。

（使用料の免除）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、使用料を免除することができる。

- (1) 第3条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当するとき。
- (2) その他会長が特に認めたとき。

（使用料の使途）

第6条 実行委員会は、使用料を「美し国おこし・三重」の取組の目的に沿って実行委員会が行う事業の費用に充当することとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 マスコットを使用する場合は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) 使用を承認された目的及び用途にのみ使用すること
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 定められた色、形式などを正しく使用すること
- (4) マスコットのイメージを損なう使用はしないこと
- (5) 原則として、マスコットに「『美し国おこし・三重』マスコットキャラクター～まちゃん」と表記を付すこと
- (6) 当該使用に係る物品の見本品等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる

（承認内容の変更）

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、マスコット使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用承認内容変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消）

第9条 会長は、マスコットの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められたときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、マスコットの使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消は、使用者に対し、マスコットの使用承認取消について、その理

由を明記した書面をもって通知するものとする。

- 3 前2項により使用承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(使用期間)

第10条 マスコットを使用できる期間は、実行委員会が使用を承認した日あるいは使用の届出を受理した日から実行委員会が解散する日までを限度とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 マスコットの使用承認を受けた者は、マスコットの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故、苦情等について、実行委員会はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、マスコットの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成22年5月18日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年9月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成24年7月19日から施行する。

別表 (第4条関係)

目的	使用料
販売を目的とするもの	小売価格(消費税賦課前)×3%×製造個数
販売以外を目的とするもの(景品等)	製造価格×3%×製造個数
広告販促を目的とするもの(キャンペーン等)	協議により決定

(別 紙)

「美し国おこし・三重」 マスコットキャラクター

